

# 75歳以上の方の雪下ろしを支援します

庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1165

屋根の雪下ろし作業はとてつらく

危険が伴います。特に高齢者にとつては屋根に上がることすら困難で、屋根からずり落ちた雪を除去するだけでも相当な負担です。そのため、雪下ろし作業を業者に依頼されるケースがありますが、雪の多い地域では雪下ろし作業も一度では済まず、経済面でも大きな負担となっています。

このような状況から市は、高齢者が降雪期に安心した生活が送れるよう、市内の高齢者世帯を対象とした雪下ろし支援制度を創設しました。

## 対象者は？

市内に住所があり現に居住している75歳以上の方のみで構成する、市民税非課税の世帯です。

なお、世帯に次のいずれかに該当する方が同居している場合にも対象となります。

- (1) 1級～4級までの身体障害者手帳所持者
- (2) (A)～(B)までの療育手帳所持者
- (3) 1級または2級の精神障害者保

健福祉手帳所持者

(4) 15歳未満の方

## 支援対象作業は？

次の作業が対象となります。ただし、現に住んでいる家に限ります。

- ① 屋根からの雪下ろし
- ② 屋根から下ろした雪の除去
- ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去

## 支援内容は？

次の2つの支援があります。

### 1 経費の助成

対象作業に要した経費の3分の1以内の額を助成します。同一年度内に受け取れる補助金の上限は3万7千円です。

### 2 業者の紹介

対応が可能な業者を紹介しますので、お問い合わせください。

## 申請方法は？

業者などへ依頼して行った雪下ろし

作業が完了した後、実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。

## 申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課高齢者福祉係  
☎0824-73-1165  
または各支所市民生活室

